

岡山県 神社庁 報廳	発行所 岡山県神社庁 教化委員会 広報部会	 遷宮で結ぶ人の輪心の輪 第六十二回神宮式年遷宮
	〒703-8572 岡山市中区奥市3-22 TEL 086-270-2122 FAX 086-270-2123 IP電話 050-3604-4359 http://www.okayama-jinlachou.or.jp/	



宇佐八幡宮（和気郡和気町米沢）

謹賀新年

皇紀二六七三年癸巳歲

岡山県神社庁

庁長 笹井和男

副庁長 河本貞紀

理事 新庄正安

井上亮二

牧上博嗣

佐々木講治

戸部廣徳

藤山知之進

岡部典雄

市村正行

三垣一利

若林一利

上月良典

上田浩司

太田浩司

伏見正

協議員会議長

岡山県神社総代会

会長 松田堯

【事務局】

参事 瀧本文典

主事 岡本好範

主事補 河田晴彦

録事 清水美代子

嘱託 見垣佳子

神道人の果たす役割を行動に

【年頭のご挨拶】



岡山県神社庁
庁長 笹井 和男

輝かしい平成二十五年の新春を迎え、皆様方のご健勝とご多幸をお祈りし、新年のお慶びを申し上げます。

全国民が総氏神と仰ぐ伊勢の神宮におかれましても、いよいよ今年の秋に式年遷宮が執り行われ、一大絵巻が繰り広げられます。このことは、まさに世界に輝く日本の伝統文化の源流であると思えます。

我が国は地理的に他国と海で隔てられており、自然災害、環境破壊も国内の問題として捉えがちであります。しかし、現代の自然破壊は一国の問題として済ませられないものが多く存在するの事実であると思えます。

地球の温暖化や工業地帯などから排出される有害物質の飛散などは、国境を越えた協調が必要であります。東日本大震災に限らず、突発的な自然災害や事故に対しては国家レベル、民間レベルの人道支援の手が差しのべ

られ、多くの被災者、被害者の人々の真心を感じつつ自立への道を進んでおります。

この様な問題を思う時に我々神道人はどの様な役割を果たすか、考え行動を起こさなければならぬのではないのでしょうか。

又、神社庁も昨年八月の臨時協議員会に於いて、長年の懸案でありました支部再編の議案が議決され、いよいよ今年七月の新年度から新しい支部組織によって、運営される事となりました。新体制での運営ですので、皆様方の更なるご協力、ご助言を賜り順調に運営されますことを願っております。

今年一年が皆様にとりまして、より佳き年でありますように心から祈念を申し上げます、新年の挨拶と致します。

支部再編成を決議

【臨時協議員会】

八月二十日午後三時から神社庁講堂において、臨時協議員会が開催された。

六月二十五日開催の定例協議員会で支部再編成議案が上程されたが、可決に至らず継続審議となっていた。本会はこの事案を再審議するためのものである。

開式行事、庁長挨拶の後、伏見議長が登壇し、議事が審議された。

『支部の再編成案』

先ず、庁長が支部再編成に至る経緯と県内の人口推移による将来の予測などを説明し、「支部において来年七月一日の再編成には難しいが、その支部だけ独立するのではなく、近い将来に亘って編入の努力を続ける、支部再編成は必ず必要であり、この度の支部再編成に協力願いたい」旨の発言があった。

これに対する質疑応答では

◆来年の七月一日まででは、準備期間が短く対応が出来かねるので、拙速に行わず、再編期日を数ヶ月延ばしたらいかがであろうか。

◆既に七月一日再編の予定で進めているので、予定通りに行っていたら

い。間に合わないと思えば何時まで経っても追いつかない。

◆本日の庁長の話して、再編成への思いが理解できた。七月一日の再編成に向かつて進むべきである。

等の意見が出たが、議長の裁決により、賛成二十七、反対四で可決した。

これにより、現在の二十七支部から十六支部（当面は十七支部）に再編成される事となる。再編予定の支部割は次の通り。

- (1) 岡山
- (2) 玉野・児島
- (3) 御津南・御津北・御津東
- (4) 赤磐・和気備前
- (5) 邑久西大寺・上道西大寺
- (6) 倉敷・都窪
- (7) 玉島・浅口
- (8) 笠岡・矢掛美星・井原
- (9) 吉備
- (10) 高梁
- (11) 川上
- (12) 新見
- (13) 津山
- (14) 真庭
- (15) 勝田・英田・英北（英北は当面単独）
- (16) 久米

追加議案第一号 『お白石持ち参加費支出の件』

お白石持ち行事参加費が前納となるため、運営資金会計から一千万円を限度として、必要額を支出する議案が、当日の追加議案として上程され、牧財務委員長が説明し、審議された。

監事から、支出金額は約六五〇万円だが、参加人数によつては満額返済されない可能性があることを、重ねて補足説明が行われた。

◆前納しなければならぬのか。
◆神社庁以外の立て替え場所はないのか。

等の意見が出されたが、満場一致で可決された。

平成23年度決算 規則変更を可決 〔臨時協議委員会〕

十一月八日、神社庁講堂において臨時協議委員会が開催された。

開式行事、庁長挨拶に次ぎ、伏見正議長・春名明副議長が登壇し開会宣言。

事務局岡本好範書記から協議員定数五十四名のうち出席者数四十名で本協議委員会は成立する旨の発表がなされ、議事の審議が始まった。

○議案第一号 『平成二十三年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出決算』

○議案第二号 『平成二十三年度岡山県神社庁別途会計収支決算』

○議案第三号 『平成二十三年度岡山県神社庁事業会計決算』

○議案第四号 『岡山県神社庁財産目録』
右記四議案が一括議題として上程された。

続いて牧博嗣財務委員長が登壇し、右記の議案についての概要を説明し、事務局瀧本文典参事が補足説明をした。監査報告の後、質疑もなく全会一致で可決された。

○議案第五号 『平成二十四年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出補正予算案』
質疑もなく全会一致で可決された。

○議案第六号 『岡山県神社庁規則の改正案』

○議案第七号 『岡山県神社庁規則施行細則の改正案』

右記二議案は、互いに関連性があるため、一括議題として上程された。

これらの議案上程の目的であるが、まず議案第六号については今回の支部再編に伴い、協議員の定数を削減すると共に支部の都合により副支部長の定数を複数にできるようにすることにあり。

また、この改正案によつて、庁長指名の協議員数が十名から八名へ、そして県総代会役員が全員自動的に協議員となること、この度明文化されることになる。

次に議案第七号であるが、この議案上程の目的は役員・監事の中立性を高めるために、第十三条第一号但し書きにより就任する協議員（副支部長）を廃止し、規則施行細則において神社庁役員・監事が支部長を兼任できないものとするにある。

現行の兼任する形のままで、兼任者は協議員（支部長）としての意見も述べられず、また一票を行使することもできないため、兼職することで生じていた矛盾を解消する形となる。

（質問） 神道政治連盟岡山県本部長を協議員に加えることはできないか。

（意見） 神社本庁の評議員会での扱い（来賓扱い）を参考にする方法もある。

（回答） 神道政治連盟は、組織上は神社庁とは別組織であるが、神社界と一体となつて活動していくべき団体である。

ただ、その位置づけ等、各方面から検証していく必要がある。

（意見） この度の支部再編に伴い、神社庁役員・監事と支部長が兼ねられないとすると、来年三月から七月まで支

部長不在の支部ができる。各支部に負担をかけるような変更には反対。
（回答） 従来通りのあり方も考えたが、支部再編成で神職数も増えるので、その中から適任者を選考して欲しい。
（意見） 今の件は現在三支部が直接関わる。支部再編成の円滑な進行のためにも附則に条文を足して、一時的に支部長と神社庁役員を兼職できるようにして欲しい。
（回答） 附則に次の一文を足したらどうか。
「但し、役員・監事を兼ね、この施行細則の施行以前に就任した支部長の任期は、平成二十五年六月三十日までとする。」
以上のような質疑応答・討論がなされて採決に入り、賛成三十九名、反対一名の多数決で以て可決された。
○議案第八号 『岡山県神社庁旅費規程の改正案』
（質問） 神社庁長に同行した者についての交通費等の配慮が不十分なのではないか。
（回答） 旅費規程第十四条により、庁長決裁として救済できる。
右記の質疑応答が行われ、全会一致で可決された。

平成 23 年度
岡山県神社庁
一般会計歳入歳出決算書
(平成 23 年 7 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日)

歳入総額 131,138,286 円
歳出総額 114,136,318 円
差引残高 17,001,968 円

【歳入の部】

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異 (△)
I 神饌及び幣帛料	870,000	891,200	△ 21,200
1 本庁幣	620,000	620,200	△ 200
2 神饌及初穂料	250,000	271,000	△ 21,000
II 財産収入	15,000	7,148	7,852
III 負担金	36,920,000	36,922,740	△ 2,740
1 神社負担金	25,844,000	25,844,450	△ 450
2 神職負担金	9,230,000	9,232,290	△ 2,290
3 支部負担金	1,846,000	1,846,000	0
IV 交付金	65,680,000	65,435,400	244,600
1 本庁交付金	1,200,000	971,400	228,600
2 神宮神徳宣揚交付金	64,200,000	64,200,000	0
3 本庁補助金	280,000	264,000	16,000
V 寄付金	3,000,000	2,795,000	205,000
1 神社特別寄贈金	3,000,000	2,795,000	205,000
VI 諸収入	3,110,000	2,434,134	675,866
1 表彰金	50,000	50,000	0
2 預金利子	10,000	3,485	6,515
3 申請料・任命料	2,700,000	2,047,000	653,000
4 雑収入	350,000	333,649	16,351
VII 繰入金	4,110,000	4,110,000	0
当期歳入合計	113,705,000	112,595,622	1,109,378
前期繰越金	16,000,000 (18,542,664)	18,542,664	△ 2,542,664 (0)
歳入合計	129,705,000 (132,247,664)	131,138,286	△ 1,433,286 (1,109,378)

【歳出の部】

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異 (△)
I 幣帛料	2,700,000	2,525,000	175,000
1 本庁幣	2,200,000	2,115,000	85,000
2 神社庁幣	500,000	410,000	90,000
II 神事費	400,000	379,088	20,912
III 事務局費	37,050,000 (38,030,000)	33,169,795	3,880,205 (4,860,205)
1 表彰並びに儀礼費	1,500,000	864,915	635,085
(1)各種表彰費	500,000	408,910	91,090
(2)慶弔費	1,000,000	456,005	543,995
2 会議費	250,000	133,386	116,614
3 役員関係費	1,500,000	1,400,000	100,000
(1)役員報酬	1,280,000	1,280,000	0
(2)視察研修費	100,000	0	100,000
(3)地区会議関係費	120,000	120,000	0
4 給料及び福利厚生費	23,150,000 (23,790,000)	22,856,063	293,937 (933,937)
(1)給料	13,000,000 (13,040,000)	13,125,000	△ 125,000 (△ 85,000)
(2)諸手当	7,000,000 (7,500,000)	6,526,589	473,411 (973,411)
(3)各種保険	3,000,000 (3,100,000)	3,139,379	△ 139,379 (△ 39,379)
(4)職員厚生費	150,000	65,095	84,905

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異 (△)
5 庁費	5,650,000 (5,990,000)	4,331,201	1,318,799 (1,658,799)
(1)備品費	300,000	154,770	145,230
(2)図書印刷費	650,000 (780,000)	515,881	134,119 (264,119)
(3)消耗品費	1,300,000	782,606	517,394
(4)水道光熱費	1,200,000	1,177,850	22,150
(5)通信運搬費	1,000,000	728,348	271,652
(6)雑費	1,200,000 (1,410,000)	971,746	228,254 (438,254)
6 交際費	1,200,000	768,970	431,030
7 旅費	2,800,000	2,316,570	483,430
8 維持管理費	1,000,000	498,690	501,310
IV 指導奨励費	12,985,000	10,692,969	2,292,031
1 教化事業費	7,095,000	5,797,792	1,297,208
(1)教化費	960,000	623,780	336,220
(2)広報費	1,700,000	1,206,255	493,745
(3)事業費	920,000	674,266	245,734
(4)神宮奉賛費	2,855,000	2,752,768	102,232
(5)育成費	660,000	540,723	119,277
2 神社庁研修所費	2,600,000	2,105,985	494,015
(1)研修費	2,000,000	1,420,985	579,015
(2)研修奨励費	600,000	685,000	△ 85,000
3 祭祀研究費	1,270,000	1,002,212	267,788
4 各種補助金	2,020,000	1,786,980	233,020
(1)神政連関係費	150,000	150,000	0
(2)神青協補助金	500,000	500,000	0
(3)氏青協補助金	100,000	100,000	0
(4)県教神協補助金	100,000	100,000	0
(5)女子神職会補助金	180,000	180,000	0
(6)県敬婦連補助金	130,000	130,000	0
(7)神楽部補助金	100,000	100,000	0
(8)作州神楽補助金	30,000	30,000	0
(9)支部長懇話会補助金	200,000	200,000	0
(10)神宮大祭派遣補助金	30,000	30,000	0
(11)教誨師関係費	500,000	266,980	233,020
V 各種積立金	4,940,000	4,940,000	0
1 職員退職給与積立金	1,280,000	1,280,000	0
2 正副庁長退任慰労金積立金	160,000	160,000	0
3 次期式年選官準備金	3,000,000	3,000,000	0
4 災害見舞積立金	500,000	500,000	0
VI 神社関係者大会費	600,000	515,478	84,522
VII 負担金	22,455,450	22,120,574	334,876
1 本庁災害慰謝負担金	60,450	60,450	0
2 本庁負担金	6,045,000	6,045,000	0
3 本庁特別納付金	13,400,000	13,061,424	338,576
4 支部負担金報奨費	2,950,000	2,953,700	△ 3,700
VIII 渉外費	500,000 (700,000)	450,441	49,559 (249,559)
1 友好団体関係費	300,000 (500,000)	325,591	△ 25,591 (174,409)
2 時局対策費	100,000	42,000	58,000
3 同和対策費	100,000	82,850	17,150
IX 神宮神徳宣揚費交付金	33,570,000	33,570,000	0
X 大麻頒布事業関係費	6,100,000	5,772,973	327,027
1 頒布事務費	800,000	405,461	394,539
2 頒布事業奨励費	5,300,000	5,367,512	△ 67,512
XI 予備費	8,404,550 (9,767,214)	0	8,404,550 (9,767,214)
当期歳出合計	129,705,000 (132,247,664)	114,136,318	15,568,682 (18,111,346)
次期繰越金	0	17,001,968	△ 17,001,968
歳出合計	129,705,000 (132,247,664)	131,138,286	△ 1,433,286 (1,109,378)

※表中の () 内は補正予算額。

※差異 (△) は、決算額が予算額に比して超過した場合△で表示する。

平成24年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出補正予算書

(平成24年7月1日~平成25年6月30日)

【歳入の部】

Table with 4 columns: 科目, 補正予算額, 既決予算額, 増減(△). Rows include 前期繰越金 and 歳入合計.

【歳出の部】

Table with 4 columns: 科目, 補正予算額, 既決予算額, 増減(△). Rows include III事務局費, IV指導奨励費, XI予備費, and 歳入合計.

規則変更

平成二十四年十一月八日開催の臨時協議員会において次の規則変更が可決された。

岡山県神社庁規則

第十三条 本神社庁に協議員会を置く。

協議員会は、次の協議員で組織する。

- 一 支部長の職にある者
二 管内神職中から庁長が指名した者
八人

三 神職以外の神社の役員又はその他の者の内から庁長が指名した者

第三十七条 本神社庁は、管内に支部を設け、支部名は別に定める。

支部に支部長一人及び副支部長若干人を置き、任期は、三年とする。

(平成二十五年七月一日施行)

岡山県神社庁規則施行細則

第四条 規則第六条、第七条及び第十八条に規定する者の選出方法は、次の通りとする。

2 庁長・副庁長・理事六名・監事は神職とし、支部長を兼ねることはでき

ない。他の理事三名は、総代とする。

第五条 規則第十三条第二号に規定する協議員には、本施行細則第三条第一項第一号、二号、三号の各会長及び岡山県神社庁神楽部長を含まなければならない。

第六条 規則第十三条第三号に規定する協議員は、岡山県神社総代会役員、本施行細則第三条第一項第四号、五号の各会長とする。

第七条 協議員会への代理出席が認められるのは、次の者に限る。

- 一 規則第十三条第一項第一号に規定する協議員の次席者。

附則

但し、役員・監事を兼ね、この施行細則の施行以前に就任した支部長の任期は、平成二十五年六月三十日までとする。

(平成二十五年四月一日施行)

岡山県神社庁旅費規程

第一条 岡山県神社庁(以下当庁という)の役員、職員等が庁務により旅行するときには、この規程の定めるところにより旅費を支給する。

第二条 旅費は、鉄道賃、バス賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。

第三条 旅費の計算は、旅行者の出発地から帰着地までの間を以て計算する。

但し、職員の出発地は、当庁とする。

第四条 鉄道賃は、次の各号に従い所定の旅客運賃(以下運賃という)及び急行料金により計算する。

- 一 片道一〇〇キロメートル未満の行程にあつては普通運賃
二 片道一〇〇キロメートル以上の旅行にあつては特別急行料金(新幹線運転区間は新幹線料金)。但し特別急行列車を運転しない路線にあつてはこの限りでない。

三 座席指定列車路線による旅行の場合合は其の料金

四 第二号の適用について、乗り換えなどにより乗車する区間が五十キロメートル未満の場合には、その区間は普通運賃を支給する。

第五条 バス賃は所定の運賃を計算する。

第六条 船賃は所定の料金とする。

第七条 航空賃は、実経費により支給する。但し航空機による旅行は特別の必要により特に命じられた場合に限る。

第八条 車賃は、岡山県内を旅行するときに、次の通り支給する。

2 出発地から帰着地までの往復の距離に一キロメートルにつき二十五円を乗じた額の百円未満を切り上げた金額を支給する。

3 県外に在住する岡山県を本務とする神職の出発地は、本務神社とする。

第九条 日当、宿泊料は別表により支給する。

第十条 日当は、日数に応じ、宿泊料は、夜数に応じてこれを支給する。但し、日帰り出張における用務の所要時間が四時間以下のときは、日当は半額を支給する。

第十一条 神社庁役職員並びに、これに準ずる役付きの者以外の者で、諸会議に出席するときは、本規程により旅費を支給する。

第十二条 役員及び協議員、支部長、講師、委員等が庁務又は会議により登庁するときは、第二条の規定に関わらず日当を支給しない。

第十三条 神社本庁又は他の機関から旅費の支給がある旅行については、この規程による旅費は支給しない。但し、その額がこの規程による額より少額の場合はその差額を支給する。

第十四条 庁長は前各条により難い場合、実情に応じて旅費を増減する事ができる。

第十五条 この規程の改廃は、協議員会の議による。

(平成二十四年十一月八日施行)

社報を作ろう

津山市神戸 作樂神社

一 創刊のきっかけ

そもその発端は、現宮司が同年（昭和五十五年）宮司に就任して、教化活動の必要性を強く実感したからだという。というのは、当時の作樂神社では一年に一度の春季例祭しか祭礼が行われておらず、また特定の氏子区域を持たない崇敬神社であるということもあってか、お参りの少ない閑散とした雰囲気であったので、「これは何とかしなければ」との思いであったという。福田宮司就任後、社報の発行は勿論のこと各種祭儀も復興され現在に至っている。

二 概要

発行サイズはB5版で4ページ。モノクローム印刷である。創刊号から現在までその体裁は変わっていない。

基本的には手書き原稿を近くの印刷業者に発注する形で、レイアウト等もお任せであるそうだが、その印刷業者は友人でもあり、多少の無理も聞いてくれるそうだ。

発行部数は創刊当初は二千部用意し、近隣住民に配布したそうであるが、現

在は五〇〇部で落ち着いている。基本的には、崇敬会会員五十数名に郵送し、その他は社頭に置いておくという形だが、会員から寄せられる、社報を楽しみにしているとの声が届いたという。

作成は基本的に福田宮司が一人で行い、祭礼が近い時は一面にその案内を、また通常ではその時、最も伝えたいことを書く。この内容は時間のあるときに、少しづつ書き留めておくそうである。第一号一面には『桜祠の葉』という題で作樂神社案内を、また第二号は『桜祠の石の声』という題で、作樂神社に建立されている記念碑・文学碑の紹介文が掲載されており、号数が進んでいくと、神道的概念、ご祭神のご神徳、縁のある人物や仏閣の紹介、また境内の木々や野鳥に関する専門家の寄稿文なども掲載されている。

その他の決まった連載記事としては社務日誌、受贈誌紙や寄進報告、また「ことだま」というコーナーは、心に響く文言を紹介し、福田宮司ならではの解説が添えられている。また、この「ことだま」の文章は、まとめて別冊として発行してある。

それから「桜詞抄」という漢詩、和歌などのコーナーがあるが、作樂神社初代祠官であった道家大門が明治十六



三冊に分けられた社報総集編



津山市神戸に鎮座する作樂神社（福田篤二宮司）は、昭和五十五年から一年に二回（四月二十二日版・十月十七日版）社報を作成し、現在では第六十六号までが発行されている。

年に編集刊行した『桜祠集』と、服部謙吉という人物がさらにそれに漏れた作品をまとめた『続桜祠集』、その正・続両祠集に収められていない作品を毎号紹介している。

あとは、役員総代改選時には新就任者氏名を載せたり、敬神婦人会の紹介文であったりと、その時期にあった出来事を盛り込む。

なお、現在は社報第一号から六十号までを三冊に分けて製本化し、神社を訪れた人が希望すれば閲覧できるようにしてある。

三、今後に向けて

作樂神社の社報は、昭和五十五年の創刊から現在まで、一度も休刊したことがないということであるが、福田宮司は中・高・大学の教職経験も永く、執筆活動は少しも苦にならないというからうらやましい限りである。

今後の展望として、自身が命ある限り発行を継続するということと、「歴史的仮名遣い（福田宮司はこれを「正仮名遣い」と称している。）」での発行を考えているそうである。しかし活字離れの進んだ現代では、人々の受け入れ体制ができないのでは、との懸念もあるようであった。

四、後記

「継続は力なり」という言葉をそのま形にしたような作樂神社の社報。それは書き手の堅実さと深い見識にしっかりと裏打ちされたもので、それを手にする時、静かに流れる時と心地よい落ち着き、そして神を敬し人を慈しむ心を感じさせる。

（広報部会 馬屋原 真理子）

アイデア神職の奮闘記

「蚤の市」音楽祭

岡山神社

宮司 中野 肇

岡山市北区石関町に鎮座する岡山神社（中野肇宮司）では、秋季例大祭の恒例行事として、十月第二土曜日の午前祭典を斎行し、午後四時からは獅子舞と浦安の舞を奉納している。

また、氏子地域である岡山市中心部の各町内から「だんじり」が出て、同社まで大人や子供達が提灯を持ち、練り歩くのが恒例行事となっている。

しかし、岡山中心部ではドーナツ化現象により、「だんじり」を曳く者が減少し、五十基程あった「だんじり」は、今では十数台となり、当時の賑わいになくなっていった。

同社の久山信太郎権禰宜が二年前に

東京から帰岡して、参拝者が減少しているのを肌で感じたようだ。

久山権禰宜は秋祭りを、神様への感謝の気持ちを表す場であると共に、人々が集い地域のコミュニティを繋ぐ場であると考え、教化活動として老若男女が気軽に集い楽しめるイベントを秋祭りに併せて出来ないかと思案した。

久山権禰宜は古いもの所謂アンティークが好きで、その発想から「市」と「神社の祭り」が融合するのではないかと思い「蚤の市」を開こうと決心した。岡山近辺でアンティーク市を開催している所がないかと探していたら、倉敷で「懐かしのマーケット」というアンティークをモチーフとしているところを見つけ、早速連絡を取ってみ

ると主催者も「岡山でこのような市を開いてみたかった」との回答を得、秋季大祭早朝から「蚤の市」の開催に漕ぎ着けた。

また、「蚤の市」に併せ、日曜日のイベントとして「音楽祭」を開催することを思いついた。早速、音楽活動をしている知人に相談。総合プロデュースをお願いし、間もなく五組の出演バンドや構成が決まった。バンドの内的一组は、ドラムと和太鼓のコラボで、ドラムの奏者は知的障害者の子供であったが、情熱の演奏で観客から大きな拍手が沸いた。

「蚤の市」「音楽祭」のポスター・チラシは、久山権禰宜の奥さんがデザインをし、印刷もインターネットで探して安価で出来た。テレビ・ラジオ・新聞・ウェブサイト・Facebookなどの媒体を使って宣伝を行い、その成果もあって両日とも予想を超える多くの方々が来社された。

今後は、春・秋の例大祭のイベントとして定着させ、岡山神社の名物にして行き、更には岡山市主催の芸術祭や音楽祭などの連携が図ればと考えており、岡山を代表するイベントにしていきたいと意気込んでいる。

（広報部会 高山 命之）



境内で開催された音楽祭

こだわりの社

第 20 回

徳守神社

(津山市宮脇町)

宮司 福田 篤二

当社の創祀は天平五年(七三三)と伝えられているが、歴史の表舞台に登場したのは、森忠政公が津山藩主として入封されてからである。

戦国時代に社殿が焼失して、俄か作りの祠しか残っていなかったが、忠政が津山城築城にあたり津山城下の総鎮守と定め今の地に社殿を造営された。

その後、二代藩主森長継公により寛文四年(一六六四)に建て替えられたものが現在の社殿である。(県指定重要文化財)

また、当社の神輿は、日本三大神輿の一つと言われている。

この神輿は、江戸期以降三代目となる神輿で文化六年(一八〇九)岡崎屋伊兵衛らの発起により、氏子の総力を結集して文化八年(一八一二)に新調されたものである。



竣工した神輿庫

神輿の大きさは、本体部分縦横夫々一七〇センチ、屋根部分縦横夫々二一〇センチ、総高二八〇センチで重さは一トンにも及び、その大きさと美しさから、平成十年津山市の有形民俗文化財に指定されている。

例祭の神輿御巡幸では、輿守七〇人が必要とされ交替要員も含めて現在では約二〇〇人が奉仕し、氏子中約一二キ口を七時間かけて巡幸している。

この神輿も、明治三十一年(一八九八)に一度修理されて以後大きな修理はされておらず、最近では傷みが目立って

いた。

作られて二〇〇年の節目に何とか修理が出来ないものかと、数年前より思い悩んでいたところ、津山市教育委員会から国の補助事業への申請を提案され、津山市を通じて申請したところ、運よく文化庁の「平成二十二年度ふるさと文化再興事業」に選定され、神輿の修理費一、〇六〇万円を全額国の補助を頂き、奇しくも二〇〇年の節目を迎えた平成二十三年(二〇一一)金色の神輿に蘇えった。

しかしながら、この神輿を収納する

神輿庫も文久元年(二八六一)築で老朽著しく、平成二十三年六月に開催された氏子総代会定例総会で総代の方から、常時神輿を拝観できるような神輿庫の新築が提案され、満場一致で決議、一気に神輿庫建て替えの機運が盛り上がった。

又、表大門、北門も前々より喫緊に保存修理が必要になつていたため、これも併せて総額三千万の事業として行うことが決定され、平成二十三年十一月「徳守神社修復奉賛会」が組織された。以後、奉賛事業も順調に進み、



修理が終わった金色の大神輿

その上神輿庫新築に際し、「展示庫」として文化庁の補助事業に申請した処、国と津山市から総額の三分の二の補助を受けることが出来た。

平成二十四年六月三日神輿庫新築及び表大門、北門修復起工式を斎行、以来工事は予定通り進捗し、同十月十日神輿庫が竣工した。

この神輿庫は、幅四・九メートル、奥行き六・二メートル、高さ六・三メートルの木造瓦葺、漆喰壁と焼杉板の外装で、全面を透明の亚克力製扉にして参拝者が常時拝観できるようにした。

北門は、十月中旬には修復工事が完了し、表大門も平成二十五年一月末には完工予定である。

(徳守神社 彌直 牧博嗣)

みんなでお伊勢様

教化委育成部会主催／こども伊勢参り

牛窓神社 権禰宜 岡崎瑞枝

暑さも真つ盛りの八月十八日から二十日の日程で、『こども伊勢参り』が行われました。

いよいよ出発の朝、笑顔一杯でバスに乗ってきた子供達は、これから向かう伊勢の地が待ち遠しくてたまらない様子。

車中ではお菓子を食べたりゲームをしたりと終始和やかなムードで、初参加の子もすっかり打ち解けていました。

まずは外宮にある伊勢神宮遷宮館に行きました。少し難しい説明を聞きながらの見学でしたが、子供達はみんな興味津々に展示に見入っていました。

その後、宿へ到着し、夕食時には食事感謝の作法を習いました。子供達は、日頃何気なく口にある食物に感謝をすることの大切さを再確認することができたようでした。

翌日は、眠い目をこすりながら早朝に起床し、爽やかな朝の空気の中で外宮参拝をしました。朝食を済ませると、



宇治橋を渡って内宮に参拝する参加者

いよいよ内宮参拝です。みんなで並んで神域を歩き、五十鈴川で「手」と「心」を洗って天照坐皇大御神様の住まわれる御正殿の御垣内へと進みます。二礼二拍手一礼。小雨の降る中でしたが、手を合わせ

る子供達の横顔は真剣そのもの。その後、神楽殿に移動して御神楽を奉納しました。慣れない正座で足が痺れる子供が続出です。しかし、それも子供達にとつてはよい思い出になったことでしょう。

『おかげ横丁』では班別行動をし、お土産を買ったり、おいしそうな物を食べたりして賑やかな雰囲気を楽しみました。

あいにくだった天候も、昼食を食べ終わる頃には晴れ間も見え始め、『安土桃山文化村』へ到着したころにはすっかり晴れ渡っていました。子供達は辺りを自由に走り回って思いきり楽しんでる様子で、三日間の中で一番の笑顔だったように思います。

宿に戻ると、作文の時間です。昼間の満面の笑顔が一転し、子供達はみな難しい顔で原稿用紙に向かっていました。が、書き上がった作文はどれも個性豊かで素晴らしいものばかりでした。

最終日は奈良へと向かい、春日大社で神職さんの案内で境内を巡り、正式参拝をしまし

た。昼食後の自由行動では、奈良公園にいる鹿に恐る恐る近づき、追われては逃げ、逃げてはまた近づきの繰り返し。あちこちから楽しそうな悲鳴が聞こえていました。

楽しい旅も終わりに近づき、帰路のバスの中では、『ビンゴゲーム』に『じゃけん大会』をして、それぞれ景品をゲット。最後まで子供達は笑顔一杯でした。岡山に到着し、お迎えの親御さんと一緒に帰る子供達を見送りながら、その後ろ姿が心なしか頼もしく見えま

した。今回の『こども伊勢参り』に参加した子供達は、集団生活のマナーを守りながら、学校や地域を離れて新しい友達を作ることができたと共に、お伊勢様や来年に控えた御遷宮のこと、そして神社参拝の知識も豊富に得たのではないかと思います。

今後は、これらの経験を学校生活や勉学に生かし、有意義な人生を歩んで欲しいと思っています。

最後にこの場をお借りしまして、今回『こども伊勢参り』スタッフとして、私をお誘いいただいた教化委員会の皆様や、伊勢と奈良でお世話になった全ての方々へ厚く御礼を申し上げます。



神話で町おこし

古事記編纂 1300 年を記念して
和気町で和気清麻呂座公演

「これは昔々人間が生まれるよりもずっと昔のお話です…。」流暢なナレーターの声が部屋に響く。演劇日本の神話「八俣大蛇」の冒頭である。

和気郡和気町では平成十九年「住民助け合いの町づくり」を進めて行く上で、その啓発のために町内外の芝居好きの子供から老人に至るま二十数名を募集し、劇団を立ち上げた。和気町に縁の深い和気清麻呂を名前に冠し、和気清麻呂座と命名。

演目は「和気金の金さん捕り物控」(詐欺やいかさまに騙されないように防犯



和気清麻呂座最終リハーサル風景

意識を高めることをテーマとしたパロディー)、「RED MOON」(月下の誓い) (ドメスティック・バイオレンスをテーマに日常に潜む暴力問題を啓発)、「和気広虫」(疱瘡がある子供を助けた和気広虫を見た光明皇后は慈善を行うようになり、その皇后を守りぬく広虫の活躍を演ずる) など、十作品に及ぶ。

この和気清麻呂座の結成当時から積極的に参画し、事務局長を務める和気神社宮司小森成彦氏は、平成二十四年が、古事記編纂一三〇〇年の記念の年にあたることから、古事記の神話を演劇にすることを発案し、脚本作りに携

わつてきた。

第一回目は「八俣大蛇」に決定し、この度いよいよ町内での講演が決まった。六月二十六日、最終リハーサルが行われるとのことで、取材に伺った。練習場は和気駅前町に借り上げた元店舗で、一階には大きな鏡と舞台を設置した場所。二階には演劇で使う衣装や小道具がビッシリと並べられていた。

午後七時三十分、小森宮司と禰宜役場の職員など関係者が見守る中、リハーサルが開始された。

今回上演する「八俣大蛇」は比較的人数の五人で演じるが、素人とは思えない身のこなしと声量、長い台詞も至って流暢にリハーサル室に流れる。

足名稚と手名稚から榊名田比売が八俣大蛇に狙われている事を聞かされた須佐之男命が大蛇退治をするストーリーで、情景が備中神楽とオーバーラップする。

大蛇に飲ます酒樽が据えられ、爛々と光る恐ろしい目をした大蛇が登場すると、舞台は最高潮を迎える。須佐之男命が退治した大蛇の尻尾から天叢雲剣を取り出し、天照大御神に献上したところで終演となる。

時間にして約二十分。メリハリのある演技は、音響も相まって時間の経つ



八俣大蛇上演 (田ヶ原公会堂)

のを忘れさせてくれる。七月に坂本区と田ヶ原区の「祇園祭・七夕まつり」で上演されるのが楽しみである。

小森宮司によると、小学校などの上演も考慮して、二十分という時間をはじめ出ししており、今後日本の神話シリーズとして、八俣大蛇に続き天地のはじめ、三貴子の誕生、天岩戸の脚本を順次制作し、四十五分間の一連の演劇「日本の神話」として各地で上演し、古事記の理解に努めたいと意気込んでいる。

(広報部会 太田浩司)

300人が参加して世界連邦岡山県宗教者大会開催

神社庁が担当して平和祈願祭 宮田修氏も記念講演

第三十二回世界連邦岡山県宗教者大会が九月十四日山陽新聞さん太ホールに於いて約三〇〇人の県内宗教関係者が参加の下開催された。

この大会は毎年、大本岡山本苑・仏教会・キリスト教・黒住教・金光教・念法真教・立正佼成会の各教団が大会を順番に担当し開催している。

担当教団になれば、その年の大会テーマ・大会趣旨・大会宣言文を作り、これを基に大会が運営される。

今大会は神社庁が当番の年となった。先ず笹井和男神社庁庁長が斎主を務め祭祀委員会祭儀部会奉仕の下、平和祈願祭（平和の祈り）が執行され、祭祀舞部会による浦安舞が奉納された後、橋本明禪世界連邦岡山県宗教者の会会長が玉串を奉って世界平和を祈った。



平和祈願祭を奉仕する祭員

引き続き、式典では主催者橋本明禪氏の挨拶に続き石井正弘岡山県知事等の来賓代表挨拶が行われ、宣言文を採択した。
また、元NHKエグゼクティブアナウンサー、千葉県在住熊野神社宮司宮田修氏が「日本人と自然」と題して、記念講演を行う

た。氏は「日本人は古来から自然と共に生きてきたため、近年まで自然という言葉の概念すら持たなかった。それほど日本人は自然の恵みや脅威に畏怖の念を持って接して来た。」と力説する傍ら、アナウンサーから全く畑違いの神社の宮司になった経緯をユーモアも交えて紹介し、会場の笑いを誘った。

閉会式では、宣言文案を世界連邦岡山県宗教者の会専務理事菊池恵祐氏が発表し、参加者全員で朗読して満場一致で採択された。

最後に、カトリック教会瀧井英昭氏が次回担当教団の挨拶を行って大会を締め括った。

（渉外担当理事 井上亮二）

大会宣言

私たち岡山県の宗教者は、世界平和と自然との共生を願い、ここに第三十二回世界連邦岡山県宗教者大会を開催致しました。

日本人は古代から自然と神仏を敬い、祖先の思いを大切にしながら、共同体や社会を築いて来ました。やがて、近代を迎え、我が国を含め多くの国々では、科学技術

の急速な「発展」により、物質的に恵まれた生活を実現し、今日に至っています。しかしながら、経済成長を求める余り、地球資源は浪費され、大気汚染を招き、たびたび異常気象に見舞われるようになりました。また、行き過ぎた市場経済主義は富を求める余り、社会の経済格差を拡大させ、社会の安定をも壊しました。

このような状況下、昨年三月、東日本は大地震、大津波に襲われ、それに伴う原子力発電所の事故がありました。中でも原発の事故によって、いつの間にか現代文明が、人間の力を超えて、対処出来ない存在に至っていることに気づかされました。

私たちは、地球に住む人類や動植物が末永く生きるよう、互いに宗派の垣根を越え協力しあつて行きまします。そして世界の人々が、神仏の宿る自然の恵みと祖先の恩に感謝し、「足る」を知り、平穏で共に栄える世界を築くよう、祈り働きかけてまいります。ここに宣言します。

平成二十四年九月十四日

第三十二回世界連邦岡山県宗教者大会

皇室の尊厳、日本の誇りを大事にしよう

神道政治連盟推薦



ありむら 治子
参議院議員
比例代表 (全国区)

国語の乱れ、とりわけ不適切な敬語表現が指摘されるようになって久しい。

今年三月、NHK全国中継のあった参議院予算委員会において自民党を代表し質問に立った私は、「女性宮家創設が、陛下の御意思かどうか」について、政府の見解を質しました。宮内庁・風岡典之次長(当時、現宮内庁長官)は「陛下は、憲法上、国政に関する権能を有しないというお立場でございますので、制度的なことについては特に発言をしております」と答弁されました。

この発言を聞いて、「本当に宮内庁は大丈夫か？」と不安を覚えたのは私だけではなかったと思います。天皇陛下に仕えて頂く宮内庁職員、特に幹部職員くらいは的確な言葉遣い、適切な尊敬語・謙讓語を心がけて頂きたいものです。

天皇陛下はこの春、心臓バイパス手術を受けられました。今回の手術については、新聞や報道番組のみならずワイドショーまでが連日にわたり詳細に報じました。心臓の拡大図や血管のつながりなど事細かに説明がなされていました。果たして一連の報道が適切であったのかどうかは、意見が分

かれるところです。

病氣、病歴などは個人情報最たるもの。最近では病院においても、名前ではなく受付番号などでアナウンスされることが多くなりました。病に向き合い、辛い状況にある患者さんのプライバシー(個人情報)を尊重する、社会的配慮があつてのことでしょう。

かつて、昭和天皇がご病氣になられた際、医師団は陛下の手術を行つていものか、果たして御体にメスを入れることが適切なのか、と葛藤されました。平成の御代も二十数年経ちました。今上陛下も世界の平和を祈り、日本民族の安寧のため、国民と真摯に向き合わせ、力を尽くして下さっています。東日本大震災後の陛下のお姿に国民は敬愛の念を深め、さらに絆を確かなものにしました。「開かれた皇室」とは、陛下や皇族方のご病状や家庭内力学の全てを万人の知るところにするということではないはずです。こと皇室に関しては、慎みを持った謙虚な日本国民でありたい、と強く感じます。

今から十五年前、宮内庁が中心となり、女性・女系天皇容認を含めた皇室制度に関する検討会を非公開で、いわば秘密裏に行つていたことが明らかになっています。国柄の根幹とも言える

ご皇室の御事について、国民から隠すかのように議論しておきながら、今上陛下のご病状、手術の詳細を公表し、果てには陛下がご快復途上、大変な思いでリハビリをなさつていらつしやる大事な時期に、陛下の埋葬方法の検討を発表した宮内庁の対応には、理解しがたいものがあります。

政府は、万世一系、百二十五代にわたる男系男子による皇位継承の歴史を変質させる、「女性宮家」なるものの創設を検討していますが、今こそ二千六百有余年にわたり日本民族が堅持してきた国柄を守り、固め成す時です。国民の多くは、天皇皇后両陛下・皇族方をお護りするのが宮内庁であると認識しています。宮内庁には信じられる役割を担って頂きたい。私の率直な願いです。



神社の
まつり見学

一般参加者43人

広報部会が「土下座まつり」と「平安杉」見学を企画



土下座まつりと見学者

今年度の広報部会の新規事業として一般の方々を対象に、神社の祭りに参列し、見学することにより、神社への理解を深め、神道の考え方や祭りが持つ地域との協調性を体験していただくこと「神社のまつり見学」と名打って実施することにした。

部会では、神職である部員が同行するととなると、平日しか実施が不可能と

いうことで、十月十五日の月曜日に執

行される船川八幡宮（新見市新見）の

「土下座まつり」と高岡神社（真庭市上

中津井）の「大杉」の見学に決定した。

募集人数は四十名でバス一台。開催

要項をカラー印刷して、岡山市内の神

社や旅行会社に置いていただき、神社

庁HPでも呼びかけたが、開催三週間

前までで参加者希望者は僅か二人。

折角の企画も頓挫するかに思えたが、

取材をお願いしていた地元紙が二週間

前に掲載されたのを切っ掛けに僅か一

日で定員オーバーとなり、総勢四十六

名で、実施するに至った。

今回の「神社のまつり見学」では只

単に祭りを見学するのではなく、神社

参拝の心得として、参道の歩き方、手

水の作法、参拝の作法や工作物、社殿

などを実際に見ながら説明することに

より、なお一層深く学習できるように

配慮した。

また船川八幡宮では、修祓を受け、



高岡神社の社叢を見学する参加者

拝殿に昇殿して一時間半に及ぶ祭典に参列した。神職の服装、献饌、献幣使、舞の奉納等を見聞することにより、神社で最も重要な例祭とはどの様なものなのかを知る貴重な体験となったようである。

参集殿で昼食後、県内の神社では唯一醸造が許可されている濁酒を拝戴して、御神幸武器行列（通称土下座まつり）の見学である。神社の仕来りに倣って見学中は立つことを許されない。

沿道に盛られた盛り砂や「おひねり」の前を袴姿で威儀物を携え歩く大名行列を参加者は興味深く見守った。行列の後に続く神輿やダンジリを見送って、大杉のある高岡神社へ。

参道入り口の大鳥居を潜ると、県下第二位の大杉が目を奪う。樹齢八百年の大杉は平安杉と名付けられ、神社のシンボルになっている。

その大杉から長い石段が社殿まで続き両側には、樹齢百年を超える杉、檜、モミなどが鬱茂する。神社に不可欠な杜の重要性を木々の息吹共に感じ取る場となった。

今回の参加者には、バスの中で資料に基づき基礎的なことを頭に入れた後に、実際のものを見るといふ方策を採ったために容易に理解できたのではないだろうか。解散前には、神宮大麻の意義を解説し、神札を祀る神祠一字を記念品として贈った。

「神社のまつり見学」の感想
を参加者アンケートから抜粋

- ◆ 今後も続けて欲しい。
- ◆ 総合的に大変満足しました。
- ◆ 安価で行き届いた企画に感動しました。また是非計画して欲しい。
- ◆ 古くから続く由緒あるお祭りを見学できて大変よかったです。
- ◆ 非常によかったです。作法も少し分かった気がした。
- ◆ 神職、総代、氏子さんが一体となったお祭りを見学させていただき感動しました。
- ◆ 祭りが日和で何よりでした。
- ◆ 珍しい祭りを体験できて良かったです。
- ◆ 伝統を引き継ぐことは大変な事と思っただ。
- ◆ 歴史の勉強になり良かったです。
- ◆ 総合点九五点。
- ◆ 満足致しました。
- ◆ 大変よかったです。
- ◆ 各々の場所、祭所の説明が良くされて分かり易かったです。
- ◆ 何も知らなかった事が良く分かりました。またよろしくお願いします。
- ◆ 良かったです。
- ◆ 以前から一度見たいと思っていたお祭りだったので、大満足でした。厳かでも良かったです。

- ◆ 長い間テレビ、新聞、雑誌等で見かけるだけで見物出来ず、何時か見てみたいと思っておりました。今日念願が叶い幸福です。氏神様のことなど良い勉強になりました。
- ◆ お祭りも伝統を守るという事が素晴らしいと思いました。
- ◆ 日本古来の伝統を気持ちよい形で再現していても気持ち引き締まる思いと、懐かしい想いがして楽しい秋の一日でした。
- ◆ 凍とした中で素晴らしい式に参列させて頂き、大変良い経験ができました。又土下座祭も初めての見物。日本古来の行事に感激しました。
- ◆ 色々な事を話して頂き大変勉強になりました。
- ◆ 大変素晴らしい楽しませて頂きました。
- ◆ 今回初めて見て感動しました。新見の伝統行事これからも続けて欲しいです。
- ◆ 今まで知らなかった神社のことが良く分かった。
- ◆ 拝殿での行事に参加するという貴重な体験を有り難うございました。神社の仕来りや現状も分かって、神社を身近に感じるようになりました。
- ◆ 祭典に参列し、高岡神社の大杉を見て神社の素晴らしさが分かった。
- ◆ 前から見学したいと思っていたところ、新聞で見えて参加させていただきました。船川八幡宮はいたれりつくせりで感激です。

神職任免

就任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
24・8・8	新見市大佐小阪部	大佐神社	権禰宜	戸部 典子
24・9・1	笠岡市甲弩	甲弩神社	宮司	中野 啓
24・11・8	倉敷市北畝	福田神社	宮司	柚木 直彦

神職帰幽

年月日	鎮座地	神社名	職名	氏名	現身分	享年
24・7・18	和気郡和気町米沢	宇佐八幡宮	宮司	入矢 武彦	三級	74
24・9・18	玉野市用吉	八幡宮	宮司	堀 倫之	二級上	88
24・9・28	高梁市津川町今津	木野山神社	禰宜	森野 浩史	三級	48
24・10・27	新見市大佐田治部	國司神社	宮司	西井 太久美	二級上	85
24・11・16	新見市哲多町蚊家	青木八幡神社	宮司	勢村 博志	三級	92
24・12・5	真庭市阿口	阿口神社	宮司	長田 成徳	二級上	81

神社庁辞令

八月八日

祭祀委員会委員を委嘱する

久山 信太郎

八月十二日

岡山県神社庁協議員を委嘱する

安井 清

十一月一日

神社庁祭祀舞講師補を委嘱する

安達 明治(再任)

林 千明(再任)

庁務日誌抄

自 平成24年7月1日

至 平成24年11月30日

9月

18日	事業部会
19日	雅楽自主研修
20日	神道青年協議会研修会
21日	財務委員会
24日	雅楽自主研修／神宮奉賛部会
	神宮大麻暦頒布始奉告祭
	神宮大麻関係表彰式
	神宮大麻暦頒布推進会議
25日	氏子青年協議会総会／雅楽自主研修
26日	神青協広報委員会
27日	雅楽自主研修／広報部会／女子神職会

10月

1日	月次祭
2日	祭祀舞部会
3日	神社庁役員・総代会役員・総代会評議員合同会議
	神社庁役員会／身分選考表彰委員会
4日	神政連役員会
9日	伝達式
15日	教化広報部会「神社のまつり見学」
18日	雅楽部会
19日	神宮奉賛部会ラジオ放送打合せ
22日	雅楽自主研修／女子神職会役員会
30日	雅楽自主研修
31日	敬神婦人連合会全国大会（於：京都国際会館）
	雅楽自主研修

11月

1日	月次祭
2日	特殊神事部会
5日	女子神職会三役会・女子神職会役員会
	神青協放送作業／教化事業部会
	教化委員会役員会
6～7日	中国地区神社庁職員研修
8日	役員会／臨時協議員会
	神社関係者大会企画委員会
9日	祭祀舞部会／祭儀部会
19日	神青協三役会・役員会・総会
20日	女子神職会研修会
22日	雅楽自主研修／総務・財務委合同会議
26日	新穀感謝祭団体参拝（第1日目）
	神青協広報部会／神青協大麻頒布啓発活動
27日	新穀感謝祭団体参拝（第2日目）
28日	雅楽部会／神宮新穀感謝祭団参（第3日）
29日	祭儀部会／女子神職会三役会

7月

2日	月次祭／正副庁長会
3日	祭祀舞部会／神青協広報部会
4日	神政連監査会／神政連役員会
5日	岡山縣護國神社との土地境界線の立会
6日	岡山八幡会（監査・役員会）
9日	特殊神事部会／祭祀委役員会／祭祀委総会
11日	神社総代会監査会／二級伝達式
11日	岡山縣護國神社との土地取得契約
	神社総代会役員会
12日	役員会／雅楽自主研修／教化委員会総会
17日	研修企画室会議／雅楽自主研修
	県総代会評議員会
18日	庁報発送作業
19日	雅楽部会
23日	女子神職会役員会／神政連代議員会
25日	女子神職会30周年事業習礼・役員会
26日	祭儀部会
27日	神青協役員会
31日	育成部会・こども伊勢参り引率者会議
	雅楽自主研修

8月

1日	月次祭
3日	雅楽自主研修
7日	祭祀舞部会／特殊神事部会
8日	監査会／作州メンテナンス庁内清掃
16日	女子神職会役員会
17日	神青協放送作業
20日	役員会／臨時協議員会
21日	女子神職会合同習礼／女子神職会役員会
23日	祭儀部会／雅楽自主研修
27日	役員会／身分選考表彰委員会／雅楽部会
	祭祀舞自主研修
28日	女子神職会30周年事業準備
29日	女子神職会30周年記念事業
30日	女子神職会30周年事業後片付け

9月

3日	月次祭
4日	祭祀舞部会／大麻到着／特殊神事部会
7日	神宮奉賛部会
10日	女子神職会役員会／総務委員会
	神青協役員会／新任神職伝達式
11日	育成部会
13日	雅楽部会／祭祀委員会習礼
14日	世界連邦岡山県宗教者大会

神宮大麻全国頒布百四十周年記念表彰

平成二十四年九月十七日内宮神楽殿において神宮大麻暦頒布始祭が執行され、引き続き神宮参集殿に会場を移し、神宮大麻全国頒布百四十周年を記念して次の方々が優良奉仕者として、表彰の栄に浴しました。

また、九月二十四日には、県神宮大麻暦頒布始奉告祭が執行され、席上で神宮大宮司代理相見和紀禰宜から表彰状と記念品が授与されました。

【神社庁の部】

岡山県神社庁

【神社庁支部の部】

御津南支部

上道西大寺支部

吉備支部

神宮大麻頒布推進ラジオ放送

RSK (山陽放送) ラジオ 1494KHz

午後 4 時 30 分頃～

1 月 7 日 「厄年」年齢、理由、祈願は氏神様へ等

(御前神社禰宜 佐藤和也)

1 月 14 日 「とんど焼き」お守り、お神札の焚上等

(御前神社禰宜 佐藤和也)

1 月 21 日 読み聞かせ「天の岩戸」

(フリーアナウンサー森田恵子)

(天津神社宮司 日幡行雄)

1 月 28 日 「家を建てるときは」地鎮祭の意義、神棚の祀り方等

(御前神社禰宜 佐藤和也)

2 月 4 日 「節分と人生の節目・忌」節分、厄年、忌み明け

(御前神社禰宜 佐藤和也)

【頒布奉仕者の部】

神職以外					神 職					
津山支部	玉野支部	児島支部	御津南支部	赤磐支部	和気備前支部	邑久西大寺支部	浅口支部	津山支部	玉野支部	津山支部
久田神社宮司	八幡宮宮司	興除神社宮司	吉備津彦神社宮司	熊野神社宮司	天津神社宮司	豊原北島神社宮司	太老神社宮司	倉見神社責任役員	宇野八幡宮責任役員	羽黒神社責任役員
八幡宮責任役員	八幡宮責任役員	八幡宮責任役員	八幡宮責任役員	八幡宮責任役員	八幡宮責任役員	八幡宮責任役員	八幡宮責任役員	八幡宮責任役員	八幡宮責任役員	八幡宮責任役員
大山 富敏	尾崎 良	西辻 嘉昭	守分 清身	佐藤 武文	日幡 行雄	業合 隆雄	桑野 尚明	都井 寿男	藤原 正行	守分 普一
赤澤 宣行	高橋 一善	田原 範男	田原 範男	田原 範男	田原 範男	田原 範男	田原 範男	田原 範男	田原 範男	田原 範男



「龍笛教室」のお誘い

祭祀委員会雅楽部会

祭祀委員会雅楽部会では、現在、1ヶ月に1～2回、神社庁で龍笛教室を行っています。初心者、経験者を問わず、興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先：雅楽部長 馬屋原 真理子
大元八幡神社 ☎ 0866-42-3389

編集後記

◆近年神社を取り巻く環境は大きく変わりつつあり、特に県北部の過疎化問題は深刻さを増しています。この問題に対する一つの方策として、今回支部の再編成が提案され、臨時協議員会において可決されました。

来年度からは新たな枠組みで、新神社庁がスタートすることになります。より良き方向に進むことを願います。

◆一方、神宮では近年参拝者が増え、年間参拝者数が更新されると聞き及びます。特に、若者の参拝者が増えているようです。

◆最近のテレビ番組は、制作費を抑えるため軽薄な番組が多く、視聴に値するものが殆どない状態です。そんな中、神社新報でも紹介されましたが、民放衛星放送BSジャパンでは、グレイス・オブ・ジャパンく自然の中の神々と題する番組が毎週木曜日の午後九時から約一時間放送されています。全国の主要神社を巡り、神職のインタビューや社殿、祭神に至るまで詳しく解説しています。心に染み入るこんな番組が増える事を願うばかりです。

広報部長 太田